第一条中「進展」の下に「又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性」を加える。

第二条第一項中「進展」の下に「又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性」を加え、同条第三項中「による浸水（以下「都市洪水」という。）又は一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設若しくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないこと」を「又は雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。以下同じ。）」に改め、同条第五項中「下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項」を「公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）、同法第二十五条の二十三第一項」に改め、同条第七項中「第九条」を「第三十条」に、「第十条第一項第三号」を「第三十一条第一項第三号」に改め、同条第八項中「第二十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第四条第一項中「この条及び次条において」を削り、同条第二項中第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一　第四号の区域における土地の利用に関する事項

十二　第五十三条第一項に規定する貯留機能保全区域又は第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域の指定の方針

第四条第二項第六号中「行う」の下に「雨水貯留浸透施設の整備その他」を加え、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第十一条第一項に規定する雨水貯留浸透施設整備計画の同項の認定に関する基本的事項

第四条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「都市洪水又は」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（第五十三条第一項及び第五十六条第一項において「都市浸水想定」という。）

第四条第二項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　計画期間

第四条第九項中「第三項から前項まで」を「第四項から第十項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　河川管理者等は、流域水害対策計画を定めたときは、定期的に、流域水害対策計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、流域水害対策計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第四条第七項中「第二項第五号」を「第二項第七号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第八号に掲げる事項（特定都市河川流域において地方公共団体が行う雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。）については、当該地方公共団体が作成する案に基づいて定めるものとする。

第四条第六項中「第二項第三号及び第四号」を「第二項第五号及び第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「定めようとする」を「定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「定めようとする」を「定める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第八号に掲げる事項には、特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における緑地に関する施策（当該緑地における雨水貯留浸透施設の整備その他当該緑地が有する雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させる機能を確保し又は向上させるためのものであって、浸水被害の防止を目的とするものに限る。）に関する事項を記載することができる。

第四章及び第五章の章名を削る。

第四十二条中「第十六条第三項又は第十七条第一項」を「第三十七条第三項、第三十八条第一項」に改め、「限る。）」の下に「、第六十二条第三項、第六十五条又は第七十一条第四項」を加え、同条を第八十九条とする。

第四十一条中「前三条」を「第八十四条から前条まで」に改め、同条を第八十八条とする。

第四十条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、「又は第二十五条第一項」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十七条第五項（第二十四条第二項」を「第三十八条第五項（第四十五条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十二条」を「第四十三条又は第七十五条」に改め、「報告又は資料の提出を求められて、」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条に次の二号を加える。

四　第四十六条第一項又は第五十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第四十六条第一項本文又は第五十五条第一項本文に規定する行為をしたとき。

五　第五十四条第三項の規定に違反したとき。

第四十条を第八十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八十七条　第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十九条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第九条又は第十六条第一項」を「第三十条又は第三十七条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十八条第一項」を「第三十九条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第四十二条第一項又は第七十四条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第三十四条第七項」を「第七十七条第七項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第八十五条とする。

第三十八条中「第二十条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第四十一条第一項又は第七十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

二　第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定に違反して、特定開発行為をしたとき。

三　第六十四条の規定に違反して、第五十七条第一項の制限用途の建築物の建築をしたとき。

四　第六十六条又は第七十一条第一項の規定に違反して、特定建築行為をしたとき。

第三十八条を第八十四条とする。

第六章の章名を削る。

第三十七条第一号中「同条第三項から第八項まで（同条第九項」を「同条第四項から第十項まで（同条第十二項」に、「並びに第三十四条第一項」を「並びに第七十七条第一項」に、「（第三十四条第一項」を「（同条第一項」に改め、同条第二号中「同条第三項から第八項まで（同条第九項」を「同条第四項から第十項まで（同条第十二項」に改め、同条を第八十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　罰則

第三十六条を第八十二条とし、第三十五条を第八十一条とする。

第三十四条第一項中「第二十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「立ち入ろうとする」を「立ち入る」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第七十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

第三十四条第六項中「使用しようとする」を「使用する」に改め、同条を第七十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（河川管理者及び下水道管理者の援助等）

第七十八条　河川管理者及び下水道管理者は、第五十三条第一項の規定により貯留機能保全区域の指定をしようとする同項の都道府県知事等及び第五十六条第一項の規定により浸水被害防止区域の指定をしようとする都道府県知事に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。